

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年10月21日(2024.10.21)

【国際公開番号】WO2023/189500

【出願番号】特願2024-511706(P2024-511706)

【国際特許分類】

B 6 2 J 45/42(2020.01)

B 6 2 M 7/12(2006.01)

【F I】

B 6 2 J 45/42

B 6 2 M 7/12

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月1日(2024.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体フレーム(F)と、シリンダ軸線(C)を前方に向けて配置されるシリンダ部(23)と、クランクケース(22)と、クランク軸(21)とを有し、前記車体フレーム(F)にリンク部材(11)を介して揺動可能に支持されるユニットスイングエンジン(P)と、

前記ユニットスイングエンジン(P)に接続され、排気管(51)および該排気管(51)の途中に配置される触媒装置(53)を具備した排気装置(50)と、を備える鞍乗型車両において、

前記排気管(51)は、前記ユニットスイングエンジン(P)から下方に延出され、

30

前記排気管(51)は、内部に前記触媒装置(53)を収容する触媒装置収容排気管(100)と、前記触媒装置収容排気管(100)の上流側に接続された上流側排気管(80)と、前記触媒装置収容排気管(100)の下流側に接続された下流側排気管(90)とを備え、

前記下流側排気管(90)には、排気ガスセンサ(S1)が配設され、

前記排気ガスセンサ(S1)および前記触媒装置(53)は、車体側面視において、

前記リンク部材(11)を前記車体フレーム(F)に連結するリンク部材連結部(13)と、前記クランク軸(21)の回転中心(CL)とを結ぶ第一仮想線(L1)と、

前記排気管(51)の端が接続される前記ユニットスイングエンジン(P)の排気管接続部(24c)と、前記リンク部材連結部(13)とを結ぶ第二仮想線(L2)との間の領域に位置しており、

40

前記排気管(51)は、少なくとも一部が分割体構造(82, 91)であり、

前記排気管(51)は、少なくとも2箇所の分割体構造(82, 91)を有しており、

少なくとも1つの分割体構造(91)は、それぞれの分割体(93, 94)の分割端縁(93b, 94b)が挿み合わせ構造により接合されて一体とされる分割体構造(91)であり、

他の分割体構造(82)は、一方の分割体(83)の分割端縁(83b)は、他方の分割体(84)の分割端縁(84b)を嵌合するよう外側に突出したジョックル部(84d)を有し、一方の分割端縁(83b)と他方の分割端縁(84b)がジョックル合わせ構造により接合されて一体とされる分割体構造(82)であることを特徴とする鞍乗型車

50

両。

【請求項 2】

車両下面視において、前記下流側排気管（90）は少なくとも一部が前記車体フレーム（F）の延長線上に位置し、

車両前面視において、前記排気ガスセンサ（S1）の少なくとも一部が前記車体フレーム（F）と重なることを特徴とする請求項 1 に記載の鞍乗型車両。

【請求項 3】

前記下流側排気管（90）は、車両下面視において、前記クランクケース（22）よりも車幅方向外側に位置し、

前記クランクケース（22）は、車両側面方向に向かって取り出されるオイルフィルター（66）を有し、

前記排気ガスセンサ（S1）は、車両側面視において、前記オイルフィルター（66）よりも車両前方側の下流側排気管（90）上に配置されることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の鞍乗型車両。

【請求項 4】

前記ユニットスイングエンジン（P）内に外気を導入するファン（56）と、前記ファン（56）を車両側方から覆うファンカバー（57）を備え、

前記下流側排気管（90）は、車両側面視において、前記ファンカバー（57）の外気導入口（57g）と重ならないことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれかに記載の鞍乗型車両。

【請求項 5】

前記ファンカバー（57）の外淵（57e）には、メッシュ部（57f）が設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載の鞍乗型車両。

10

20

30

40

50